

# 「居宅介護支援」重要事項説明書

居宅介護支援事業所 サンハート美和  
(長野県指定 第 2070900523 号)

当事業所は、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを以下の通り説明致します。

## ☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

○契約者の心身の状況や契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

○ご契約の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、契約者及びその家族等と指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行ない、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

○必要に応じて、事業者と契約者との双方の合意に基づき居宅サービス計画を変更します。

令和 3 年 4 月 1 日 改定

### 1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人上伊那福祉協会
事業者の所在地	長野県伊那市美篤 7164 番地 1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	会 長 平 澤 豊 満
電話番号	0 2 6 5 - 7 7 - 0 3 5 0

### 2. 事業所の概要

事業所の名称	サンハート美和
事業者の所在地	長野県伊那市長谷非持 484 番地 1
都道府県知事許可番号	2 0 7 0 9 0 0 5 2 3
管理者氏名	小田 由美子
電話番号	0 2 6 5 - 9 8 - 2 0 1 2
FAX 番号	0 2 6 5 - 9 8 - 2 1 0 0

当事業所では、以下の事業を併設しています。

事業の種類	利用定員
介護老人福祉施設	1 6 9 名
短期入所生活介護	合わせて 6 名
介護予防短期入所生活介護	

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的：

社会福祉法人上伊那福祉協会が設置するサンハート美和（以下「事業所」という）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護者からの相談に応じて、本人やそのご家族等の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるようサービスの種類、内容等の計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

運営の方針：

ア. 事業所が実施する事業は、契約者が要支援又は要介護状態となった場合においても、契約者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立し日常生活を営むことができるように配慮します。

イ. 契約者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、契約者の選択に基づき適切な

保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的且つ効果的に提供されるよう配慮して行ないます。

- ウ. 契約者の意思及び人格を尊重し、常に契約者の立場に立って、契約者に提供される居宅介護サービス等が、特定の種類又は特定の居宅介護サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正、中立に行います。
- エ. 事業を行うにあたっては、契約者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等と連携に努めます。

#### 4. 職員の職種、人員及び職務内容

当事業所では、契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

管理者	常勤	1名（介護支援専門員と兼務）
介護支援専門員	常勤	1名
事務職員	常勤	1名（併設施設と兼務）

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

#### 5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 但し、国民の祝日に関する法律で定められた休日及び年末年始（12月29日より1月3日）は除く
営業時間	午前9時から午後6時（正午から午後1時まで休憩）

※上記営業日、営業時間外は携帯電話等により連絡が可能な体制とする。

#### 6. 事業の実施地域

上伊那郡内

#### 7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

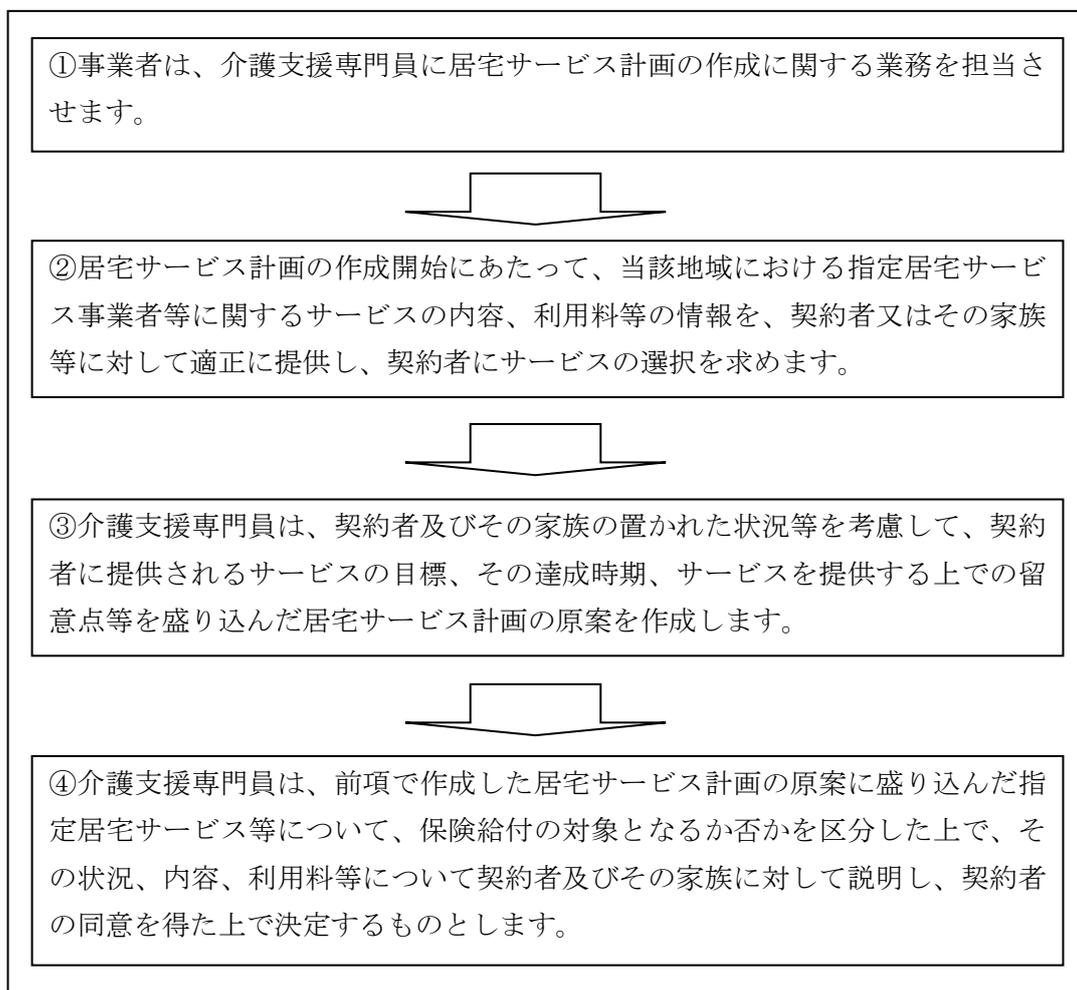
当事業所では、居宅支援サービスとして次のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、原則として契約者の利用料の負担はありません。

##### (1) サービスの内容

###### ① 居宅サービス計画の作成

契約者のご家庭を訪問して、契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保険利用サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が、総合的且つ効果的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

## 《居宅サービス計画の作成の流れ》



### ② 公正中立なケアマネージメントとの確保

- ア. 契約者又はその家族等は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の照会を受ける事ができます。
- イ. 契約者またはその家族等は、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事ができます。
- ウ. 当事業所の前6月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況を別紙の通りお示しします。

### ③ 居宅サービス計画の作成後の便宜の供与

- ア. 契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行ない、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- イ. 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

ウ. 契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新認定等に必要な援助を行います。

④ 居宅サービス計画の変更

契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、若しくは事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合には、当事業者と契約者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑤ 介護保険施設への紹介

契約者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、又は契約者が介護保険施設への入院、又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) サービス利用料金

居宅介護支援に関するサービス料金について、事業者が法律の規定に基づいて介護保険からサービス料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、営業区域外の訪問を行うなど特別な場合を除き、契約者の自己負担はありません。但し、契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス料金の全額を一旦お支払下さい。

① 居宅介護支援費

ア. 基本料金

区 分	要介護1・2	要介護3・4・5
料 金	12,380円/月	16,100円/月

・上記金額には、特別地域居宅介護支援加算15%が含まれております。

イ. 加算

要介護度に係らず、下記の要件に該当する場合に、基本料金に加算されます。

加算名	料 金	算定要件
初回加算	300 単位/月	新規に居宅サービス計画を作成する契約者や、要介護状態区分が2段階以上変更になった契約者に対して、居宅介護支援サービスを実施した場合
入院時情報連携加算(I)	200 単位/月 (月1回を限度)	入院後3日以内に情報提供 (提供方法は問わない)
入院時情報連携加算(II)	100 単位/月 (月1回を限度)	入院後7日以内に情報提供 (提供方法は問わない)

緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位/回 (月 2 回を限度)	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に、契約者の居宅を訪問しカンファレンスを行ない、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合
ターミナルマネジメント加算	400 単位/月	末期の悪性腫瘍の利用者について頻繁に訪問し状況を把握すると共に、主治医やサービス事業所への情報提供
小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算	300 単位/月	小規模多機能型居宅介護支援の利用を開始する際、契約者に係る必要な情報を当該事業所に提供し、当該事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合
看護小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算	300 単位/月	看護小規模多機能型居宅介護支援の利用を開始する際、契約者に係る必要な情報を当該事業所に提供し、当該事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合 ※利用開始日 6 月以内に、当該事業所を利用し、本加算を算定している場合は、算定不可。
退院・退所加算	連携 1 回 440 単位 600 単位  連携 2 回 600 単位 750 単位  連携 3 回 900 単位	医療機関や介護保険施設等退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって、医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で、ケアプランを作成し、居宅サービス等利用に関する調整を行った場合に算定する。ただし、「連続 3 回」を算定できるのは、1 そのうち 1 回以上について入院中の担当者との会議（退院時カンファレンス等）に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。（入院又は入院期間中につき 1 回を限度。また、初回加算との同時算定不可。

## ② 交通費

通常の事業実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、下記により徴収致します。  
実施地域を超えた地点から、1キロ当たり40円

## ③ 利用料金の支払方法

前記①、②の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求致しますので、翌月10日までにお支払下さい。

## 8. 緊急時の対応方法及び事故発生時の対応

- (1) 事業者は、契約者に対する居宅介護支援を提供する上で事故が発生した場合は、速やかに市町村及び契約者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、居宅介護支援の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により、契約者の損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、損害賠償を減じることができるものとします。
- (3) 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

## 守秘義務

- (1) 事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 前項に係らず、契約者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書にて得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

## 9. 契約の終了

下記の場合には、契約が終了となります。

- (ア) 契約者が死亡した場合
- (イ) 要介護認定により自立と判断された場合
- (ウ) 契約者が他の介護保険施設（介護老人福祉施設、老人保健施設など）に入所された場合
- (エ) 事業者が解散命令を受けた場合、指定を辞退した場合、介護保険の指定を取り消された場合
- (オ) 介護保険法等の法令改正により、事業者が行う居宅介護支援の対象に契約者が該当しなくなった場合
- (カ) 契約者が、概ね2ヶ月にわたり入院等の理由により居宅介護支援をご利用にならなかった場合

## 10. 苦情受付

### (1) 当事業所における苦情受付

当施設における苦情やご相談は下記の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（管理者）小田 由美子

○受付時間 9:00～18:00（月曜日から金曜日 祝日を除く）

※不在の場合は、併設施設の他の職員が承ります。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

伊那市役所 高齢者福祉課	所在地 伊那市下新田 3050 番地 電話 0265-78-4111
伊那市 高遠町総合支所 保健福祉課	所在地 伊那市高遠町西高遠 810-1 電話 0265-94-3696
伊那市 長谷総合支所 保健福祉課	所在地 伊那市長谷非持 569-1 電話 0265-98-1144
長野県国民健康保険団体連合会	所在地 長野市大字西長野字加茂北 143-8 電話 026-238-1580

指定居宅介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

《説明者》

〈住 所〉長野県伊那市長谷非持 484 番地 1

〈事業者名〉サンハート美和

〈氏 名〉小 田 由 美 子 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項及びサービス内容の説明を受け、これに同意しサービス利用を申し込みます。

令和 年 月 日

《契約者》

〈住 所〉 \_\_\_\_\_

〈氏 名〉 \_\_\_\_\_

契約者が署名できないため、契約者本人の意思を確認の上、私が契約者に代わってその署名を代行します。

(署名代行者)

〈住 所〉 \_\_\_\_\_

〈氏 名〉 \_\_\_\_\_ ㊞(続柄 \_\_\_\_\_)